

# 「貴金属等の訪問買取りに係るトラブルに対する法的措置について」概要

## 経緯

【内閣府行政刷新会議による規制仕分け(平成23年3月7日)】

【「規制・制度改革に係る方針」(平成23年4月8日閣議決定)】「貴金属等の買取業者による自宅への強引な訪問買取りに対する規制強化」

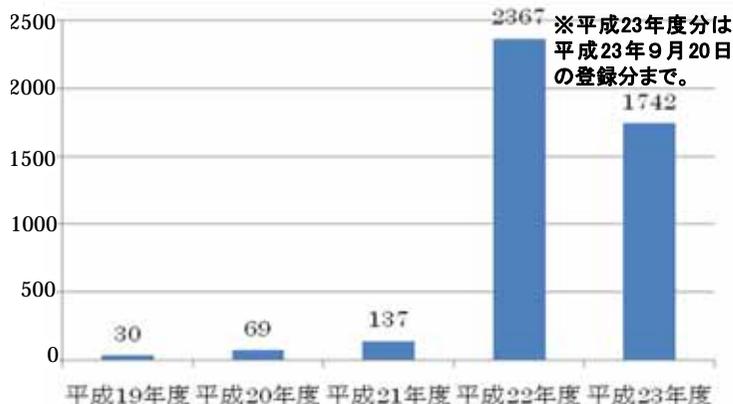
- ① 貴金属等の買取業者による自宅への強引な訪問買取りから消費者を保護するため、被害実態を早急に把握の上、消費者への注意喚起等現行制度上可能な措置を講じる。 <平成23年度中できる限り早期に措置>
- ② その一方で、**貴金属等の買取業者による自宅への強引な訪問買取りから消費者を保護するための法的措置**について被害実態の正確な把握に努めつつ検討し、結論を得る。 <平成23年度中に検討・結論>

【貴金属等の訪問買取りに関する研究会】

学者、弁護士、消費者団体、関係省庁を含む有識者からなる検討会を平成23年7月1日に立ち上げ、貴金属等の訪問買取りに関するトラブルの実態を把握・分析するとともに、当該トラブル解決のための規制のあり方について検討。(平成23年10月1日現在、計4回の検討会を開催。11月中間取りまとめ予定。)

## 貴金属等の訪問買取りについてのトラブルの現状

- 昨年度から今年度にかけて、貴金属等を中心に、訪問買取りに関し、消費者から各消費生活センターに寄せられる相談件数が激増している。



### <貴金属等の訪問買取りのトラブルの主な事例>

【事例1】着物の買い取りのはずが、貴金属の買い取りも執拗に要求してきた業者一人暮らしの母宅へ突然**不要な着物を買取ると電話**があり、処分してもよい着物があったので来訪を承諾した。当日、若い男性が来て着物の買取価格が300円と言われ、あまりにも安かったが不要だったので了解した。すると業者が、ついでに貴金属の鑑定をしてあげると言い、母がつけていた祖母の形見の**指輪をいきなり外しにかかった**。突然のことに驚いて**必死で断ったが、他の物も見せるよう執拗に言われ**、怖くて手持ちのネックレス、指輪、プレスレットを見せた。業者は一方的に3点全てを1,700円で買取ると言い、代金と領収書を渡した。他に古銭や切手はないかとおもっくこくめてきた。宝石3点はそれぞれ10万円以上もしたもので納得できなかったが、**怖くて断れなかった**。

【事例2】解約を受け付けない旨の書面を理由に解約を拒否する業者  
昨日、金の買い取りをすると自宅に業者から勧誘の電話があった。金のグラムを測るだけで良いからと言われ来訪を承諾。金のネックレスを見てもらい、不要なネックレスであるため深く考えずに買取りを承諾し代金を受け取った。しかし、知人から**他の買取業者に比べて買取価格が安いと言われた**。契約から4時間後に電話して、**解約しネックレスを返品してほしいと伝えたら、「解約は受け付けない」と説明し、その旨を書いた書面にも印鑑を押しているのだから断れない**と言われた。

## 現行の消費者法等の限界と法的措置の必要性

現行の特定商取引法、古物営業法、消費者契約法、消費者安全法での対応には限界がある。

特定商取引法は、**訪問販売等の商品の販売や役務の提供に関する消費者(購入者)の保護を目的**としており、買取業者に貴金属等の商品を売り渡す場面で**消費者を保護するための規定は存在しない**。

古物営業法は、**盗品等の売買の防止、速やかな発見等を図るため**、古物営業に係る業務について必要な規制等を行うことを目的とする法律であり、**古物商の取引の相手方を保護するための規定は設けられていない**。

現行の法制度では限界

貴金属等の訪問買取りについてのトラブルの現状に鑑みれば、訪問買取業者の勧誘方法の適正化、売渡者(消費者)と訪問買取事業者との契約の透明化、売渡者(消費者)から契約の解除を申し出る場合の適切なルールの設定等が望ましいところ、このためには、新たに法的措置を講じることが必要。

## 法的措置を検討するにあたっての主な論点

(1) 法的措置を検討するにあたっての対象商品	訪問買取りに係るトラブルの実態から、原則全ての商品を対象とするという建付けではなく、対象を指定するのが適切ではないか。
(2) 訪問買取事業者に対する行為規制	貴金属等の訪問買取りに係るトラブルの事例を踏まえ、以下の規制をかけてはどうか。 ①事業者名・勧誘目的等の明示義務 ②再勧誘・迷惑勧誘の禁止 ③契約書面の交付義務 ④不実告知・重要事項不告知を伴う勧誘・解約妨害の禁止 ⑤威迫・困惑を伴う勧誘の禁止 ⑥高齢者など判断力の不足する売渡者(消費者)への勧誘の禁止 ⑦債務不履行などへの是正 など
(3) 訪問買取りに係る売渡者(消費者)によるクーリング・オフ	①売渡し(買取り)の契約を締結した後も、クーリング・オフ期間中は、できる限り、対象商品が売渡者(消費者)の手に置かれることを可能とする制度設計ができないか。 ②また仮に、クーリング・オフ期間中に、訪問買取業者が商品を保有することとなった場合でも、訪問買取業者が第三者に転売するインセンティブを減殺する制度設計ができないか。

## 今後の予定

- 貴金属の訪問買取りに関する研究会第4回を踏まえ、「貴金属等の訪問買取りに係るトラブルに対する法的措置について(案)」について任意の意見募集。  
募集期間:平成23年10月4日(火)~10月21日(金)

- 第5回研究会(11月中旬を予定)で中間取りまとめを予定。